

前回頂いた御指摘事項に関する資料

フランスの石綿被害者補償基金（FIVA）においては、患者の遺族に対する補償として一時金を給付。その額は、財産的損害に加えて、下表のとおり患者との関係を踏まえて算定される。

配偶者	32,600 ユーロ
25歳未満の同居している子	25,000 ユーロ
25歳以上の同居している子	15,200 ユーロ
別居している子	8,700 ユーロ
親	12,000 ユーロ
孫	3,300 ユーロ
兄弟姉妹	5,400 ユーロ

（出典）「平成 27 年度石綿健康被害救済制度に関する海外動向等調査報告書」
（平成 28 年 3 月東京海上日動リスクコンサルティング株式会社）